

覚書

- 一、学校法人多摩美術大学理事長 村田晴彦氏は今日の事態を收拾するため青藤彰爾氏を学長代行に任命し、昭和四十九年度卒業式及び昭和五十年度の入学等に関連する学事をつかさどらしめる。
- 二、理事長村田晴彦氏は本法人の寄附行為その他関係諸規定の整備を高田忠氏、高橋満壽男氏及び大西憲治郎氏に命ずる。それらの規定が教員評議員会及び理事会を至るときは理事長村田晴彦氏は異議なくこれを承認する。
- 三、前項により新しく設けられた規定に従って、理事長村田晴彦氏は理事会及び評議員会等必要機関を組織し、新学長の選挙を行う。
- 四、以上の事項が終了し次第理事長村田晴彦氏は後進に道をゆずるため理事長を引退する。
- 五、理事長引退後の村田晴彦氏は建学及び本学を今日の大になさしめた功績とその労を讃えて学校法人多摩美術大学の終身会長に就任することと<sup>学校</sup>要請する。
- 六、学校法人多摩美術大学は村田晴彦氏の理事長職引退に際してその功労にむくいるため特別退職金 円也を功勞金として支給し、かつ、会長に對する年金として金 円也を支給する。
- 七、理事長村田晴彦氏は直ちに評議員会及び理事会を以上の事項を審議することのみを目的として招集し審議を行う。

八、以上の各項については関係者連署のうえに  
を約する。

昭和五十年二月二十日



村田晴彦 